

総務文教常任委員会資料

令和元年9月4日
教育委員会事務局
こども未来部 こども教育課

目 次

1 幼児教育・保育の無償化（制度概要）について ······ 1～2

(参考資料)

幼児教育・保育の無償化についての案内ちらし

- ① 一般用（制度全般）（案） ······ 3～4
- ② 認可保育所・認定こども園利用者用（案） ······ 5～6
- ③ 私学助成幼稚園等利用者用（案） ······ 7～8
- ④ 認可外保育施設等利用者用（案） ······ 9～10

幼児教育・保育の無償化（制度概要）について

1. 目的・背景

消費税率の引き上げに伴う財源を活用し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図る

「子ども・子育て支援法」改正→ 令和元年10月1日～幼児教育・保育の無償化

2. 対象者及び無償化となる範囲

(金額：月額上限額)

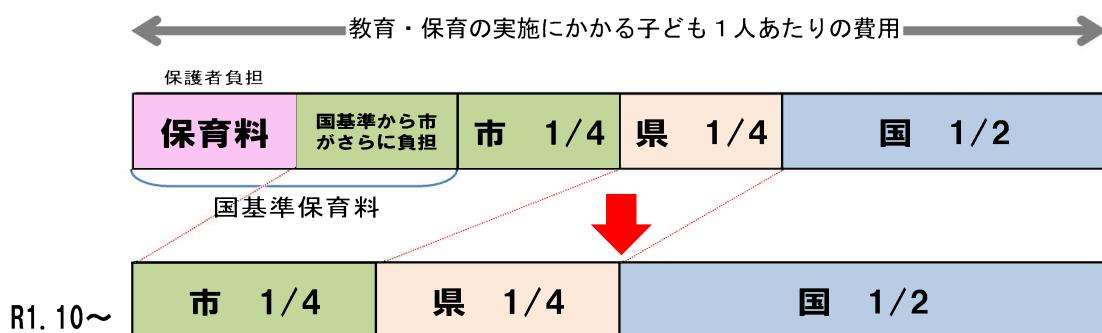
認可保育所・認定こども園 (2・3号認定)	施設型給付幼稚園・認定こども園(1号認定)		私学助成幼稚園等 (国立大附属幼稚園含む)		認可外保育施設等	
	教育	預かり保育	教育	預かり保育		
3～5歳児 3歳になった後最初の4月から小学校入学までの3年間	○	○	○(※) 11,300円	○ 25,700円 ※附属幼稚園 8,700円	○(※) 11,300円	○(※) 37,000円
満3歳児 3歳になった日から最初の3月31日まで		○	×	○ 25,700円	×	
市民税非課税世帯の 0～2歳児	○				○(※) 42,000円	

(※)無償化にあたり保育の必要性の認定が必要

「子育てのための施設等利用給付」の対象

3. 幼児教育・保育の無償化による費用負担の変更

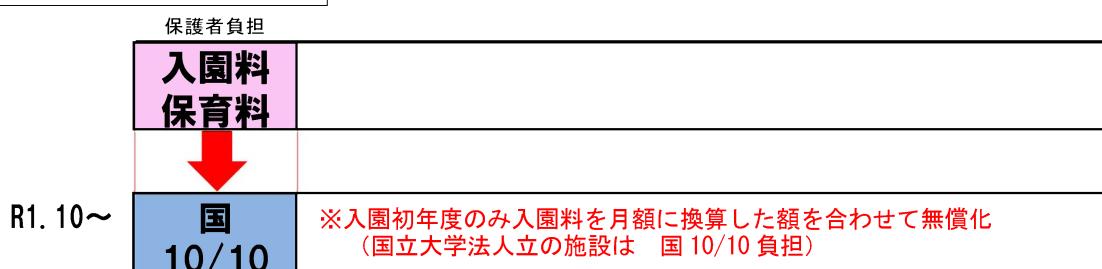
●私立の認可保育所・認定こども園等



●認可外保育施設、預かり保育、私学助成幼稚園、その他保育サービス



●兵庫教育大学附属幼稚園



対象施設

	加東市内	市外
施設型給付幼稚園		公立幼稚園、私立幼稚園
認可保育所	椿山保育園、秋津保育園、さくら保育園、鴨川保育園（へき地保育所）	公立保育所、私立保育所
認定こども園	加東みらいこども園、米田こども園、三草こども園 泉こども園、正覚坊こども園、東古瀬こども園、河高こども園 たきの愛児園、加茂こども園、高岡育児園、東条こども園	公立認定こども園、私立認定こども園
私学助成幼稚園等	兵庫教育大学附属幼稚園	(保育料を施設が設定している)私立幼稚園等
認可外保育施設等	スマイルキッズナーサリースクール（出水）、加東市病院事業部保育所（ゆめっこ）、加茂病院院内保育所（北野） ヒノデキッズとうじょう（天神）（※企業主導型保育事業）	ひよこ保育園（西脇市）、院内保育所等
その他の保育サービス	加東市ファミリー・サポート・センター、加東市病児病後児保育施設（かとっこ）、認可保育所や認定こども園の一時預かり保育等	(加東市内施設と同様)

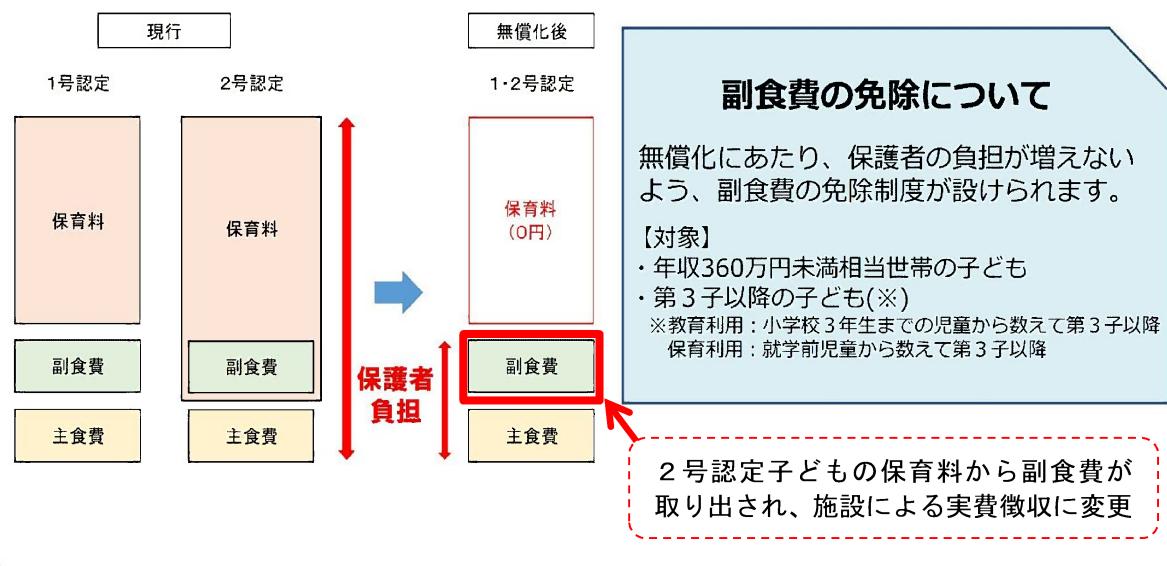
4. 無償化の対象とならない費用

施設から実費として徴収されている費用（主食・副食費、行事費、通園送迎費等）

○3～5歳児の副食費（おかず・おやつ代）は、保護者に負担いただきます。

保育料に含まれていた3～5歳児の副食費は、実費負担として保育所等の施設（公立保育所等は市町）へ支払っていただきます。

※0～2歳児は今までどおり、保育料に主食・副食費が含まれます。



令和元年10月1日から

(参考資料)
①一般用（制度全般）

3歳児から5歳児までの幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用する子どもの保育料等が無償化されます

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園・認可保育所・認定こども園等

【対象者・利用料】

- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象

- ◆無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園・認定こども園の教育利用の子どもは、3歳になった日（満3歳児）から無償化の対象です。
- ◆副食（おかず・おやつ等）の費用は保護者負担となります。
年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子の子ども（※）については、副食の費用が免除されます。
※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、認可保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子どもを指します。

【対象施設・事業】

- 幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（※）
企業主導型保育事業

※地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育

【対象者・利用料】

- 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの預かり保育利用料が、月額11,300円（※）まで無償化

※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は450円）

- ◆住民税非課税世帯の満3歳児の子どもは、月額16,300円まで無償化
- ◆住民税課税世帯の満3歳児の預かり保育利用料は、無償化の対象にはなりません。

ポイント 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

認可外保育施設等

【対象者・利用料】

○保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化

- ◆住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもは月額42,000円まで無償化
- ◆保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設(※)・一時預かり事業・病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

ポイント 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

(金額：月額上限額)

認可保育所・認定こども園(2・3号)等	認定こども園(1号)		幼稚園 (国立大附属幼稚園含む)		認可外保育施設等	
	教育	預かり保育	教育	預かり保育		
3～5歳児 (3歳になった後、最初の4月から小学校入学までの3年間)	○	○	○(※) (11,300円)	○ (25,700円) (附属8,700円)	○(※) (11,300円)	○(※) (37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	×	○ (25,700円)	×	
0～2歳児 (住民税非課税世帯)	○		※無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要です			○(※) (42,000円)

「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがあり、継続利用が必要である場合
(※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く)



問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL: 0795-43-0546

令和元年10月1日から

(参考資料)
②認可保育所・認定こども園利用者用

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもの保育料が無償化されます

- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
- 幼稚園・認定こども園の教育利用については、**満3歳児**から対象

➡ 無償化にあたり、新たに手続きをしていただく必要はありません。

◆ 子どもが2人以上いる場合は、現行制度を継続し、保育所等に入所している最年長の子どもを第1子と数え、保育料を算定します。
※ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

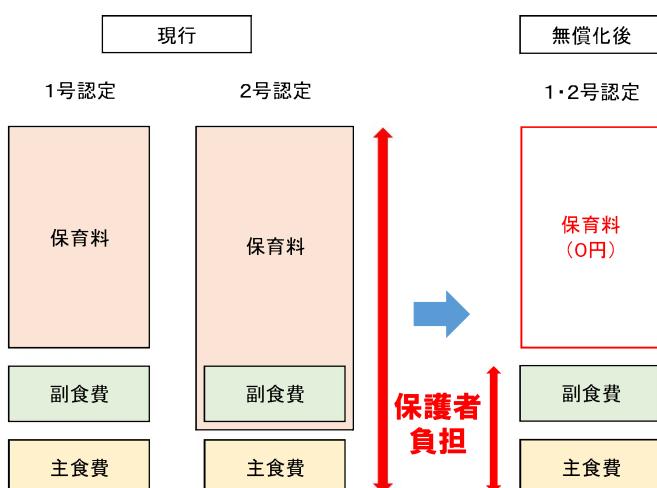
- 1号認定で、保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの預かり保育利用料が、月額**11,300円**(※)まで無償化

※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は450円）

➡ 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 3歳児から5歳児の副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となります。

◆ 0歳児から2歳児は今まで通り、保育料に主食・副食費が含まれます。



副食費の免除について

無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられます。

【対象】

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども(※)

※教育利用：小学校3年生までの児童から数えて第3子以降
保育利用：就学前児童から数えて第3子以降

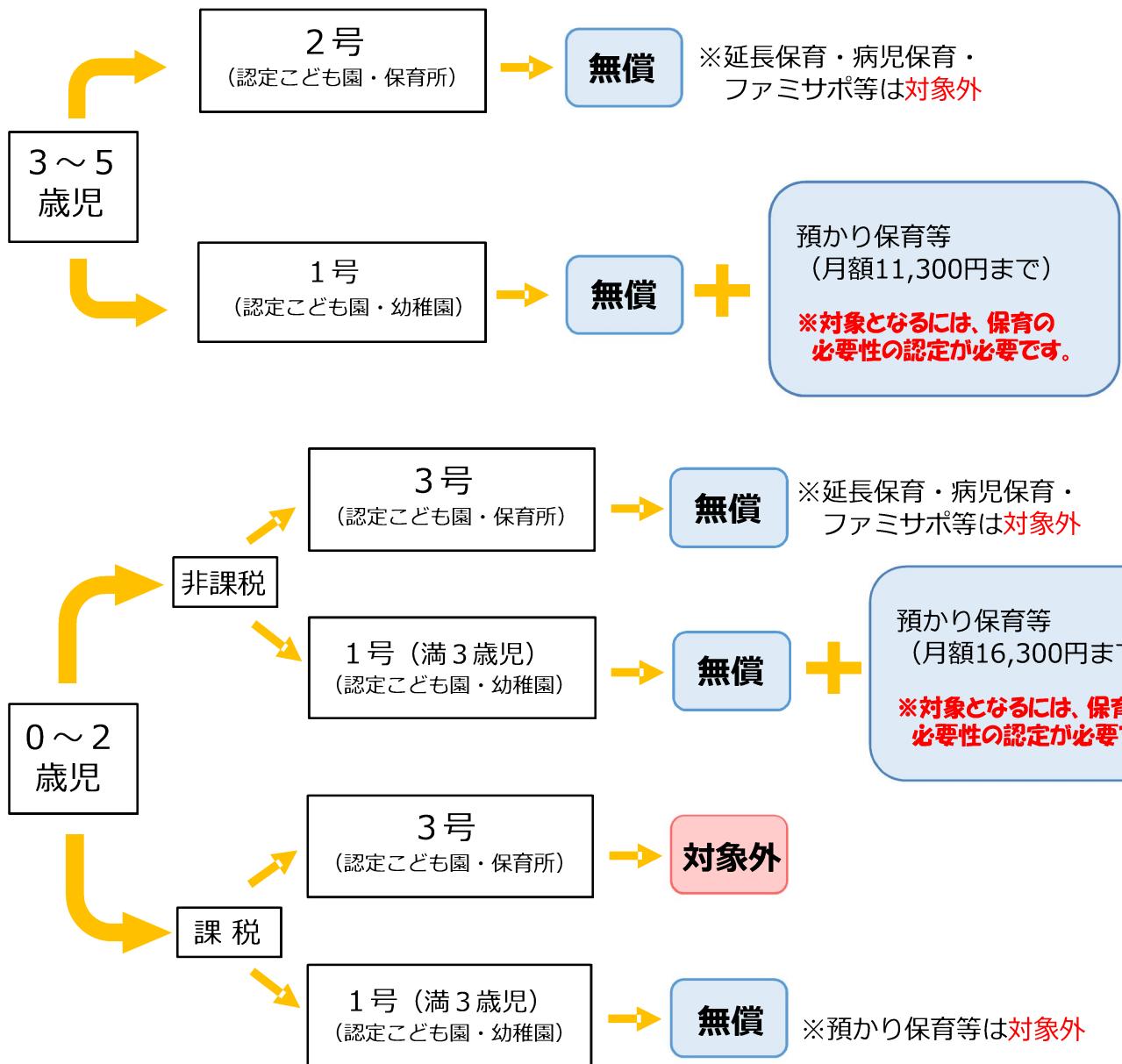


問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）

TEL: 0795-43-0546

幼児教育・保育無償化 対象者チェックシート

～あなたの赤ちゃんは無償化の対象になる？ならない？～



「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合
(※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育（2号）から教育（1号）へ変更申請した児童を除く)

「保育の必要性の認定」を受けるには、市への申請が必要です。

9月以降に各施設へ申請書等を配布予定です。詳しくは、こども教育課までお問い合わせください。



令和元年10月1日から

(参考資料)
③私学助成幼稚園等利用者用

幼児教育・保育の無償化がはじまります

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの保育料・入園料が月額25,700円まで無償化

（兵庫教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで）

◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせて25,700円（附属幼稚園は8,700円）まで無償化されます。

◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
2,600円	6,100円	8,700円 (附属)	0円
-	30,000円	25,700円	4,300円

※4月入園の場合、入園料は12か月で割った数とします。

無償化にあたり、手続きが必要です。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

預かり保育について

保育の必要性の認定を受けた3歳児（3歳になった4月1日以降）から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額11,300円（※）まで無償化されます。

※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は450円）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。（月額16,300円が上限）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差引いた額が上限）

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）

TEL:0795-43-0546

通常の教育利用のみの方へ

幼稚園（兵庫教育大学附属幼稚園含む）を利用するすべての子どもは、施設等利用給付認定（新1号認定）が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書

通常の教育利用 + 預かり保育を利用される方へ

通常の教育利用に加えて預かり保育を利用する子どもは、施設等利用給付認定（新2号認定）が必要となります。

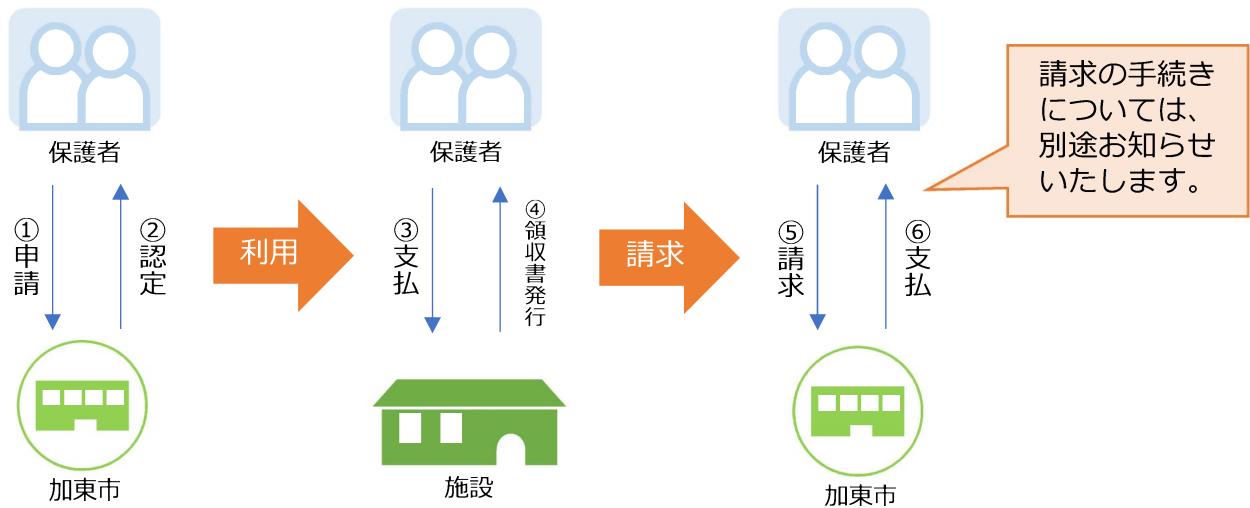
【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）

施設利用から支払までの基本的な流れ

◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。

◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。



書類の配布・提出について

【配布について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、園を通して配布します。
※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課へお越しください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課までお越しください。
※ホームページからダウンロードしていただけます。

【提出について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、必要書類を園に提出してください。
※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課に提出してください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課に提出してください。

幼児教育・保育の無償化がはじまります

保育の必要性の認定を受けた**3歳児から5歳児までの子ども**の保育料が、月額37,000円まで無償化

- ◆住民税非課税世帯の**0歳児から2歳児までの子ども**は月額42,000円まで無償化
- ◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

無償化の対象となるための要件

- 「保育の必要性の認定」(子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定))があること
- 認可保育所・認定こども園等を利用していないこと

対象施設・事業

- ・認可外保育施設
(一般的な認可外施設・認可外の事業所内保育施設等)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
(送迎のみの利用は除く)

「保育の必要性の認定」とは?

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがあり、継続利用が必要である場合

詳しい手続きについては、裏面をご覧ください



問い合わせ:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)
TEL:0795-43-0546

無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定））が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）
※父母（保護者）いずれもの書類が必要となります。

書類の配布・提出について

【配布について】

- ・必要書類は、こども教育課（庁舎4階）で配布しています。また、ホームページからもダウンロードしていただけます。
- ・下記施設を利用中の方は、施設を通して配布します。
※スマイルキッズナーサリースクール・ひよこ保育園（西脇市）

【提出について】

- ・申請書類は、こども教育課に提出してください。

施設利用から支払までの基本的な流れ

◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。

◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。

